

第37回 理事会議事録

日時：令和4年5月26日（木）

13時30分から15時00分まで

場所：公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 第37回理事会議事録

日時 令和4年5月26日(木)
13時30分から15時00分まで
場所 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室

【理事の現在数】 8名

【出席者】

理事 細川 倫史 石羽根 恵子 熊谷 正和 清水 茂幸 鈴木 祐子
千葉 秀樹 古舘 慶之

監事 猿ヶ澤 颯洋 水本 紘一

【報告事項】

代表理事の職務執行状況について

【審議事項】

- 議案第1号 令和3年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業報告について
- 議案第2号 令和3年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支決算報告について
- 議案第3号 令和4年度県出資等法人運営評価について
- 議案第4号 第24回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員会の開催について
- 議案第5号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議委員候補者及び理事候補者の選任について

【議事の経過】

- | | |
|------------|---|
| 1 開 会 | |
| 2 出席理事数の報告 | 出席理事数 理事8名中 出席7名 |
| 3 理事長あいさつ | |
| 4 議 事 | |
| (1) 報告事項 | 代表理事の職務執行状況について |
| 細川倫史理事長 | (報告事項) <ul style="list-style-type: none">・ 評議員会で承認された事業計画及び事業予算の執行、実施に関する業務権限について・ 規程等の運用・実施に関する業務権限について |

- ・ 職員の人事及び組織管理に関する業務権限について
- ・ 財産の管理に関する業務権限について
- ・ 災害等危機管理の実行に関する業務権限について

質 疑

なし

(2) 審議事項

議案第1号

議案第1号 令和3年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業報告について

葛尾淳哉事務局長

議案第1号については、8月の「岩手緊急事態宣言」を受け、施設の閉鎖や利用制限を行ったものの、万全な感染対策のもと工夫を凝らした事業の実施に努めた結果、施設の利用者は、昨年度比4万8千人増加するなど一定の成果を得たことなどを説明した。

議案第2号

議案第2号 令和3年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支決算報告について

葛尾淳哉事務局長

議案第2号については、期中の財務要因である、収支相償のための支出や、働き方改革等に伴う人件費の増、感染症の影響による減収補填、野外活動センター業務の新たな受託、原油価格高騰に伴う光熱水費の増、などを説明したうえで、令和3年度は1178万円余の赤字決算となる旨説明した。

(監査報告)

猿ヶ澤頭洋監事

令和4年5月20日(金)に水本絃一監事とともに令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行状況を監査した。その方法及び結果について次のとおり報告する。

事業報告については、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められる。また、理事の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかった。

収支決算報告については、計算書類及び附属明細書並びに財産目録が、法人の財産及び損益の増減、全ての重要な点において、適正に示しているものと認められる。

(監査意見)

猿ヶ澤頭洋監事

令和4年5月20日(金)の監査終了後、猿ヶ澤頭洋監事及び水本絃一監事、細川倫史代表理事の3名で話し合いを行った。

令和3年度は赤字決算となったが、監査報告書に記載のとおり、法令定款に従って、法人の状況を正しく示しており、理事や使用人の職務の執行についても、特段不正な行為、法令に違反する行為もなく、計算書類としては適正に計算されているものではあるが、結果として赤字にな

っており、令和4年度についても赤字の予算を組まざるを得ない状況であることから監査資料の他にもヒアリングを行い、問題点について確認した。

まず公益2の青少年健全育成事業の受託事業において予算の面で苦しい状況にあるといえる。正味財産増減計算書内訳表において、公益2の赤字が少ないように見えるが、実際は法人の共通部分に係る経費を配賦していることから、事業受託料シーリングによって毎年切り下げられている青少年健全育成事業に係る受託事業の状況は厳しいものにある。

全県的な制度としてシーリングを採用しているのかはさておき、予算を縮減するという事はどういう意味なのかを明確に県に示してもらう必要がある。通常、行政において予算を縮減するという事は一定の役割が終わったのか、重要な事業が出現したことによって事業縮小を迫られざるを得ない状況の限られたケースであるものと思われることから、つまり予算を増額するという事は、その分野部門に力を入れるということであり、縮減するという事はネガティブな意味合いとなる。

従って、現行の状況では、青少年健全育成事業における県の立ち位置や方向性が見えていない部分がある。まずこの部分について、実績数値や来年度以降の見込数値を明確に積み上げたところで書面をもって県と折衝にあたってほしい。

また、他の公益法人の取組で公益事業については、それぞれがすべて収支相償でなければならない制度を幾ばくか自由にするために公益1生涯スポーツ振興事業と、公益2青少年健全育成事業に係る事業受託料を合わせて組織設計が可能であれば、県に強く働きかけていくべきである。

ただ、先に話した公益2の青少年健全育成事業を改善しない限り、根本的な体質改善には至らないことから、まず第一に現在の事業団が置かれている状況及び青少年健全育成事業についての受託の金額が、経営努力では立ち行かないところまで来ているということを訴えたうえで公益事業の統一への取組を視野に入れ、運営していくしかない状況と思われる。

質 疑

古舘慶之理事

事業団として県への働きかけは具体的にどのように行っていくと考えているか。

細川倫史理事長

監事監査を行う前の令和4年4月に県文化スポーツ部長とお話しをした際に、現状説明を行ない、予算要求については検討していくとの回答をいただいた。青少年健全育成事業についても、引き続き話し合っていく。

熊谷総務企画課長

文化スポーツ部に対しては、文化スポーツ部長に事業団作成の資料を提出したうえで具体的に説明している。

併せて、4月7日に教育委員会にて教育長へも現状説明を行なった。

さらに詳細な内容については、後ほど説明を行なうこととした。

その他、決算がまとまった後に事務局長から生涯学習文化財課に状況説明を行なった。

今後は、受託事業において実際どのような経費が掛かっているのかを詳しく分析した資料を各担当課のスポーツ振興課及び生涯学習文化財課へ説明する。

鈴木祐子理事

青少年健全育成事業の受託予算は、事業本数によって積み上げられているのか。事業本数が変わらなくても予算が減っているのであれば、事業についても検討していく必要があるのではないか。魅力的な事業を実施していくためにも受益者負担も検討していく必要があるのではないか。

千葉秀樹施設課長

受託事業の積み上げに関しては、研修業務に係る経費及び青少年の家に係る人件費、その他事業団の運営費を含む一般諸経費がある。毎年度減っている予算としては、主に一般諸経費であり、予算規模も大きいことから事業団の運営が苦しい状況となっている。さらに全体の予算も縮減していることから根本的な見直しも必要である。

熊谷総務企画課長

青少年の家の受託事業については、事業に見合う予算は毎年度ほぼ固定されている。その中で事業をどのように見直すかは、前年度の実施結果を踏まえ、ニーズに合わせた見直しを行っている。その内容については、生涯学習文化財課にも報告している。

受託事業における受益者負担については、大幅に上げることは出来ないが、その都度見直しを行っている。

今後については、さらに青少年の家と議論して良いものにしていきたい。

鈴木祐子理事

受託事業の本数については、前年度に決めているのか。その変更はできないのか。

熊谷総務企画課長

生涯学習文化財課との相談及び青少年の家の方針による。事業本数については、自主性が認められるものである。

細川倫史理事長

公益事業会計、収益事業会計、法人会計の区分に分かれているが、法人会計の財源はどうなっているのか。

千葉秀樹施設課長

法人会計に係る経費に関しては、公益1及び公益2の収入から按分により法人の収入としている。

熊谷総務企画課長

令和2年度決算を例にとると指定管理料の概ね3%及び事業受託収益の概ね25%を法人会計の収入とし、法人会計の費用を賄っている。

細川倫史理事長

法人会計への組み入れがなければ公益2の赤字解消は可能か。

熊谷総務企画課長

仮に法人会計へ一切組み入れを行わない場合、赤字は大幅に縮小し黒字化になるものと考え。ただし、この組み入れしている事業受託収益に毎年度シーリングがかかっているため、いつまで組み入れが可能なのか分からない状況であり更なる赤字も想定される。

猿ヶ澤頭洋監事

公益目的事業会計の収入のうち法人会計に配賦する額というのは、公益認定を受けた際に決めた配賦割合かと思うが、受託収入総額の何%という決め方なのか。

熊谷総務企画課長

先ほどは令和2年度の配賦割合を示したが、指定管理料収入及び受託収入の総額から各施設での法人業務に関わる従事割合等に応じて、合理的な配賦を行っている。

細川倫史理事長

議案第1号及び議案第2号を採択したいと存じます。

採 決

議案第1号及び議案第2号については、原案どおり決定された。

議案第3号

議案第3号 令和4年度県出資等法人運営評価について

葛尾淳哉事務局長

コロナ禍で中期経営計画の目標を達成できない項目が多い旨を説明したほか、財務評価については、赤字決算が続くものの、県担当課から、3年以内の赤字決算解消に向けて、来年度予算を増額要求するとの説明を受けていることから、概ね良好である「B」と評価とした旨説明した。

質 疑

細川倫史理事長

次期中期経営計画の作成はいつか。

熊谷総務企画課長

本年度中に令和5年度からの次期中期経営計画を作成する。

細川倫史理事長

議案第3号について採択したいと存じます。

採 決

議案第3号については、原案どおり決定された。

議案第4号

議案第4号 第24回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員会の開催について

質 疑

なし

細川倫史理事長

議案第4号について採択したいと存じます。

採 決

議案第4号については、原案どおり決定された。

議案第5号

議案第5号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議委員候補者及び理事候補者の選任について

質 疑

なし

細川倫史理事長

議案第5号について採択したいと存じます。

採 決

議案第5号については、原案どおり決定された。

5 その他

事務局
熊谷総務企画課長

参考として、利用者数及び利用料金収入の推移を記載した資料及び令和4年度4月分の利用者数及び利用料金収入を記載した資料を配布しておりますのでご参照いただきたい。


6 閉 会


熊谷総務企画課長

これをもって第37回理事会の一切を終了します。

上記記載に相違ないことを認める。

令和4年5月31日

理 事 長 細川倫史 

監 事 猿ヶ澤 顕洋 

監 事 水本 紘一 

